国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局自動車技術安全部

令和５年１０月２４日

連絡先　中部運輸局自動車技術安全部
整備課　藤墳、成澤
TEL　０５２－９５２－８０４２

ビッグモーターに対する指定自動車整備事業の取消処分

中部運輸局では、点検整備料金の過剰請求、車検に必要な点検整備及び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反した下記３事業場に対し、指定自動車整備事業の取消等の行政処分を行います。

１　事業者及び事業場の名称（所在地）

（1）　事業者：株式会社ビッグモーター
　　事業場：ビッグモーター名古屋茶屋店（愛知県名古屋市）
（2）　事業者：株式会社ビーエムホールディングス
　　事業場：ビッグモーター浜松南店（静岡県浜松市）
（3）　事業者：株式会社ビーエムハナテン
　　事業場：ビッグモーター福井店（福井県福井市）

２　行政処分の内容　（処分年月日　令和５年１０月２４日）

	ビッグモーター名古屋茶屋店	ビッグモーター浜松南店	ビッグモーター福井店
(1) 自動車特定整備事業※1	事業停止３５日間	事業停止６０日間	事業停止２０日間
(2) 指定自動車整備事業※2	指定取消	指定取消	指定取消
(3) 自動車検査員※3	解任命令（２名）	解任命令（４名）	解任命令（１名）

３　ビッグモーター各事業場における違反の概要

別紙のとおり

【用語解説】

※1「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取り外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。

※2「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する保安基準適合証を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続が行うことができます。

※3「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任するものです。

別紙

ビッグモーター各事業場における違反の概要

	主な違反	道路運送車両法における主な違反条項
名古屋茶屋店	(1) 点検整備料金の過剰請求 (2) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した（６０台） (3) 故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した（１台） (4) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（２台） (5) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（３５台） (6) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（６台）	(1) 第９１条の３ (2) 第９４条の５第１項
浜松南店	(1) 点検整備料金の過剰請求 (2) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した（６２０台） (3) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（１２台） (4) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（２台） (5) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（１７台） (6) 立入検査の際、質問に対し虚偽の陳述を行った	(1) 第９１条の３ (2) 第９４条の５第１項 (3) 第１００条第２項
福井店	(1) 点検整備料金の過剰請求 (2) 点検整備を全て実施せず適合証を交付した（１台） (3) 故意により速度計検査を実施せず適合証を交付した（２６台） (4) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（２台） (5) 適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し適合証を交付した（３台） (6) 立入検査の際、質問に対し虚偽の陳述を行った	(1) 第９１条の３ (2) 第９４条の５第１項 (3) 第１００条第２項

【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和２６年６月１日法律第１８５号）

（遵守事項）

第９１条の３　自動車特定整備事業者は、第８９条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

（保安基準適合証等）

第９４条の５　指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第１６条第１項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第６９条第４項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第６３条第２項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第１００条　当該行政庁は、第７５条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

２　当該職員は、第７５条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。